

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

平成30年6月13日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 -----	2
議案第37号所管分の審査 -----	2
質疑（檜村一臣委員）	
議案第45号の審査 -----	3
質疑（嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
議案第46号所管分の審査 -----	8
議案第41号の審査 -----	8
質疑（檜村一臣委員）	
採決 -----	10
閉会の宣告 -----	11

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年6月13日(水) 午前 9時58分 開会
午前10時43分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 安藤 薫 委員 藤浦 雅彦
委員 檜村 一臣 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育次長兼教育総務部長 北野人士 同部参事 野本憲宏
教育政策課長 溝口哲也 教育支援課長 撰田裕美
次世代育成部長 小林寿弘 同部参事兼子育て支援課長 石原幸一郎
上下水道部長 山口 猛 同部参事兼水道施設課長 末永利彦
同部参事兼料金課長 林 彰彦
水道施設課長 檜本宏充 下水道事業課長 江草敏浩

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局書記 西芝史成

1. 審査案件(審査順)

議案第37号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第45号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第46号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第41号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

(午前9時58分 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。今日は、過日の本会議で常任委員会に付託されました案件についてご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第37号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 それでは、議案第37号の補正予算の分について、少しですけれども質問をさせていただきたいと思います。

補正予算書12、13ページの歳出の件ですけれども、真ん中の教育センター費の修繕料の分についてですけれども、昨日、説明がありまして、高圧受電設備の分の修繕とお伺いしてお

ります。一応、当初予算ではなくて、この補正予算にかかった経緯についてまず教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、こちらは確認なんですけれども、下の教育費の小学校費の学校管理費の分についてなんですけれども、こちらの分については3月の補正で上げられた分で、今回繰り越しもされたと思うんですけれども、その内容の分が、当初の分についてダブルカウントになっているということがあって、今回、その当初の分について落としたということで間違いはないのか。あと、平成30年度の内容については変更等がないのか、その確認だけお願いします。

その2点についてお願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

撰田課長。

○撰田教育支援課長 檜村委員のご質問についてお答え申し上げます。

当初ではなく、補正で修繕料の計上になりました経緯といたしましては、毎年、保守点検を行っておりますが、今回、精密点検は12月の末に実施いたしまして、その報告書が2月に上がってまいりました。その報告書の中では、かなり更新年限が過ぎている機械があり、いつ止まってしまうか、故障が起こるかわからない危険度が高いという、そのような報告がございましたことから、この報告に関することが一体どうということなのかということをして市の電気職員の方に来ていただいて、その妥当性であるとか、調べたりとかすることの時間がかかりましたことから、当初の予算に計上する時間に間に合わなかったというような経緯がございまして、今回補正で上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 溝口課長。

○溝口教育政策課長 それでは、檜村委員から

の学校管理費に係る補正についてのご質問にお答えします。

こちらにつきましては、鳥飼北小学校の屋内運動場の改修工事に係る国の交付金に関して、先般の第1回の定例会におきまして、平成29年度の追加補正予算として計上させていただきました。国の補正予算の決定が、国会審議の関係もございまして、当初より非常に遅れたということで、本市の補正予算の計上に間に合わなかったということもございまして、追加の補正予算として計上させていただきました。その関係もありまして、国の内示が遅れる、あるいは採択されない危険性もございましたので、当初予算としても計上させていただきました。その当初予算の分を今回の6月補正として減額させていただくものでございます。

それと、工事の内容についてでございますけれども、こちらの中身につきましては変更はございませんので、当初の予定どおり、屋上防水や外壁改修等の工事をさせていただくものでございます。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

今、修繕料と学校管理費の分で説明いただいたんですけれども、まず更新年限の分で、妥当性ということだという話だったんですけれども、ちょっと気になる点については、緊急性があるものについては早急に補正でという形になろうかと思うんですけれども、この高圧受電設備の分で、ことし200万円かけて修繕することなんなんですけれども、その高圧受電設備の調子が悪くなったりとか、故障したりとかって、何かあったりすると、ちょっと内容はわかんないですけど、どういったところに影響を及ぼすものなのかというところあたりが少しわからないので、そのあたりについてお聞かせください。お願いします。

○水谷毅委員長 撰田課長。

○撰田教育支援課長 故障がもし起こった場合の影響でございますが、現在、教育センターには、全小学校・中学校に通じておりますセンターサーバーを配置しております。もし急な故障で、何か止まったりとか、あるいは想定以上の電流が流れてしまったりとかということになりますと、センターサーバーに保管しております個人情報でありますとか、学校のいろんな情報の担保ができないということもございまして、施設の停電以上に、その情報をも失うようなことになっては非常に大きな問題になるだろうというところから、緊急性が高いと判断したところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

そういった形で何か起きた場合に、やっぱりもう大きな問題になるということにはなってはいけないと思いますので、十分中身の検査というか、修繕等も行いながら、そういう問題が起きないようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○水谷毅委員長 榎村委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時7分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第45号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。

それでは、議案第45号につきまして、ちょ

っと大きな話になるかもしれませんが、お聞かせをいただきたいと思います。

今回のこの議案の内容につきましては、いわゆる、基準が変わったことによって、本市でもそういう基準を見直していこうということで、そういうことについては理解をしているところでございますが、このことによって、今の摂津市内の、いわゆる放課後児童健全育成事業の状態、その担い手の方の状況を考えたときに、どういった効果が期待されると考えておられるのか、少しその点についてお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○水谷毅委員長 石原部参事。
○石原次世代育成部参事 今回の条例において、今後の放課後児童支援員についての影響というところでございます。

改正点が二つありまして、一つ目は、教員免許等を持っておられる方で、現在の運用では、教員の免許を持っているけれども実際更新していない方、そういう方もこの放課後児童支援員になる資格を持つことができるという運用をしているところでございます。ただ、条文で、そちらがわかりにくいということでの改正でしたので、そちらが明確になったということで、こちらはそれほど影響がないものなのかなと思っております。

もう一つが、第11条第9号に、これまで、高校卒業した者で2年間学童保育勤務の経験のある方については、放課後児童支援員の資格を持つことができるようになっておったんですけども、実態としましては、高校卒業していない方でも学童保育業務に従事している方がたくさんおられますので、やはりそういう経験豊富な方を支援員にするということに必要性があるということでの今回の追加の条文となっております。そこを考えますと、本市においても、保育士であるとか、小学校教員の資格を持っておられない方で経験の多い方もおられま

すので、そういう意味では、この放課後児童支援員の資格を得る人たちが増える可能性が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、子どもたちが放課後にどう安全に過ごすのかということについては、大変社会的にも関心の高い分野なのかなと私も認識しておりますし、実際、今回の定例会での一般質問になるんですけども、我が会派の松本議員が、学童保育のことについて、少し時間延長等についても、もうちょっと早いスケジュールで検討してくれないかということについて提案をさせていただくとお聞きしております。そういう状況のもとで考えていくと、この学童保育についてもやはり拡充していくということが今後の流れなのかなというように思いますし、その際に、今までであるならば携われなかった方が携われると、より責任のある立場でということになってくると、一つ可能性が広がるのかなと思っております。ぜひ、摂津市の状況もしっかりと、今後の状況を見きわめていただきながら、適切な運用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 今、ご説明もいただきましたが、少し数点お聞きしたいと思います。

学童保育、放課後児童健全育成事業の支援員の資格についての要件を拡大していくというふうなお話です。保育士や学校の先生を含めて、学童保育の支援員の人手不足というのも非常に深刻になっている中で、一定の資格要件プラスアルファ都道府県が設けた研修を受けた者

というようなことが資格要件の中に条例では書かれておりますが、今回、5年以上の経験を持って、市長が適当と認める者も追加されることになりました。いろいろな資格と、こういった要件のもとで、都道府県の研修を、ということになっております。研修についても、経過措置等があって、条例施行後5年の範囲の中で資格を得るという経過措置も設けられているわけですが、今回、新たに資格要件拡大をされた上で、新たに支援員となられる方、または既に支援員として働いておられる方々の大阪府の研修を受けておられる状況、それから今後の予定等をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、今回の5年以上の経験ということではありますが、現在もやっておられる方、もしくはかつて5年以上やっている経験があって、かなりの間がある、空白期間がある方もその対象になり得るのかどうか。

それから、市長が認めるというのは、もう一つ、第11条第9号のところにも、2年以上の類似する事業に従事した経験者、高校卒業以上の方、市長が適当と認める者ということがついておりますが、市長が認めた者ということの意味合いについてちょっとお聞かせください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

石原部参事。

○石原次世代育成部参事 一つ目の放課後児童支援員の現状ですけれども、今、その資格を持っている者が平成29年度末で27名おります。今年度、平成30年度には新たに11名の大阪府の研修受講の予定をしているところでございます。

二つ目ですけれども、5年間というところで、継続性ということなんですけれども、こちらは、やはり短期、夏休みの期間だけとか、そういう方は含めないと、連続して常勤でなくてもいいんですけれども、5年間この職についている方

ということが条件になっているところでございます。

それと、三つ目なんですけれども、これまで高校卒業して2年間というところで、市長が認める者というところがございます。市長が認める者とはどういうことかといいますと、やはり今言われました5年であるとか2年間、それが適当な年数をきっちりと本当に働かされていたのかということと、もう一つにおきましては、実際、その人が放課後児童支援員になり得る資質があるかどうかということが、市長が認めるというところの判断になっているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今、資格を持っておられる方が27名で、今年度11名の方が研修を受けられるということではありますが、現状で、摂津市の支援員の総数の中で、何人の方がまだ研修を受けておられない方がいらっしゃるのか、ちょっとその点も現状認識としてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、研修を受ける際、人手不足の中で、しかし研修ということで一定の期間、時間がとられていくことになるかと思いますが、その辺の研修の時間の保障、それから研修に出ている間の学童保育、現場の体制保障などはしっかりととられているのかどうか、確認をしておきたいというのが1点です。

それから、市長が認めるということについてのその意味、いろいろな条例でも、いろいろな資格であるとか、いろいろな、例えば、減免制度であるとか、さまざまな問題で、市長が認める者ということで、一定、機械的に線を引くのではなくて、経験であるとか、その相手の実態であるといった点を見て、市長が適正に判断をしていくということだと思っておりますけれども、これは放課後児童健全育成事業が摂津市が責

任を持って行っていて、摂津市が設置している学校で行っているということから、やはり市長が責任を持って認めるということ、そういった意味合いがあるということによろしいのか、その点も確認しておきたいと思います。

それから、ちょっと現状、今の摂津市の学童保育について、この際お聞きしておきたいと思うんですけども、非常に人手不足の問題と同時に、学校によっては非常に学童保育の児童数が多くなっていると認識をしています。同時に、支援を必要としている児童も多く学童保育に通っているということで、人手不足が非常に深刻だというお話も何度もご説明をいただいているかと思いますが、現状において、支援員の数が足りているのかどうなのか、要支援の加配の支援員、条例によりますと、支援員は一つの支援の単位で2人以上必要だと、しかし、同時に、1人を除いては補助員でもいいよというようなことになっております。その支援員と補助員の状況。それから、補助員は、大阪府の資格であるとか、この条例に書かれている支援員としての資格要件は一切必要ないのかということについてもちょっとお聞かせをいただけたらなと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 石原部参事。

○石原次世代育成部参事 現状で、正指導員、担任補助、支援児等の加配、人数加配ですね、週5日勤務が必要な方が78名、本来でしたら必要になってきております。その中で、現在、28名が不足している状況でございます。その中で、我々としましても、放課後児童支援員というホームの運営を任せる責任者というところでもありますから、正指導員という方と担任補助というところの位置づけでいえば、その職にある方々につきましては、全て、今、その資格を持っている状況でございます。

研修等につきましては、その方々が行かれて

おられている間につきましては、かわりの代替の指導員をあてがって、学童保育事業の運営に支障がないように運営をしているところでございます。

あと、市長が認めるというところでございますけれども、こちらも、5年の実績でありますとか、勤務姿勢等が適正であったか、そういうところを認めて、市長が適当と認めた者について、この放課後児童支援員について、その職に配置するということになります。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

ちょっと聞き漏らしてしまっているかもしれないです。補助員については、この条例に書かれている支援員の資格について、どのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいということです。

それから、市長が認める者ということについてですけれども、やはり摂津市が設置している学校、そして、摂津市の子どもたちの放課後の育成を支援していくというような放課後児童健全育成事業において、市長が認める者ということについては非常に当然のことだと思うわけですが、この条例の中では、「放課後児童健全育成事業者は」、という単語が主語になっている部分がある中で、あえて市長はというところになっていることについては、私、非常に注目しております。その点は、市長が設置者として、また運営の責任者として、そういった要件について認める、適正な方を判断されているということについては、しっかりやっていただきたいなと思います。

それから、28名が不足しているというようなお話でありました。今回も条例で資格要件が拡大をされたり、もしくは緩和する。私は、緩和そのものについて、果たして指導員の地位向上であったりとか、その指導員や支援員の求め

られている資質であったり、専門性であったりという点からいうと、安易な要件緩和というのはやはり抑制的でなければならないと思うのと同時に、人手不足を補う上で必要な、そして十分な能力のある方をそこに投入していくというような措置もやむを得ないのかなと思っているわけですが、28名の不足については、今後どのように埋めていこうとされているのか。

加えて、一つの支援の単位については、おおむね一つの単位で40人ということが条例に書かれています。もちろん、附則で、管理及び運営に支障がないと市長が認める場合には、5年間の経過措置が設けられていると、平成32年の3月31日が期限となっているかと思えますけれども、現状でいうと、一つの支援の単位そのものが40人を超過しているようなケースが結構あるのではないのかと思うんです。現状で40人の支援の単位を超えているところは一体どのぐらいあって、もしこの40人を支援の一つの単位とすれば、支援員が1人と、そしてそれに付随して補助員を数名程度、さらに必要としているわけではありますが、今でも不足している中で、一体どのぐらいの人をさらに追加しなければならないのかと予測されているのか、ちょっとこの際お聞きしておきたいと思えます。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

石原部参事。

○石原次世代育成部参事 補助員についての今、支援員の資格を持っている者ということでございます。現在はいてないんですけれども、平成30年度で研修を受けていただいて、支援員の資格を取得していただきたいと思っている方が4名ございます。

それと、現在、指導員が28名不足しているというところで、これまでもなんですけれども、採用の募集を毎月ホームページ等で示しまし

て、募集をして、毎月採用試験をやっている状況でございます。また、民間企業の就職雑誌等にも掲載をしたり、今後、また夏休みの期間というのが非常に学童保育の時間が長くなりますので、その期間に向けての対策としましても、例えば、派遣での職員を入れるとか、そういうことも検討して、何とかその28名の不足を埋めていきたいと考えているところでございます。

現在、平成32年度に向けて、1クラス40人を超えているところが4か所ございます。そちらにつきましては、学校の教室、空き教室を利用して、クラスを増やしていくでありますとか、現在、もう既に40人を超えておりますけれども、教室が確保できているところもございまして、平成32年度に向けては何とか40人におさまる形、現状の人数でいきますと平成32年度については1クラスおおむね40人というところで学童保育の運営ができると考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 なかなか人手がどの分野でも、特に子育ての分野での人手不足というのが非常に深刻で、その人を確保していくという点で、いろいろ国でも議論されているかと思えますし、大事なことは、やはり保育士であったり、学童の支援員であったりにしても、命を預かる大事な仕事であって、専門性であるとか、特殊性であったり、経験であったり、非常に求められている専門性が高いわけで、その地位の向上というのは非常に重要だと思っています。給料、待遇が悪い中で、責任が非常に重い仕事、または大変重い負担が課せられていくようなお仕事になっている中で、待遇が非常に良くないというような状況が全国的な問題となっていると思えますので、待遇改善も摂津市として、摂津市だけでやっていくということは難しいの

かもしれませんけれども、しかし、市として人を集めていくという上では、よりよい働く環境というのを整備しないといけないと思っています。一つの支援の単位で40人というのは、子どもたちの安全と同時に、支援員の働く環境づくりというのも非常に重要であると思しますので、その点は、今回の条例には直接的ではありませんが、今回の要件の拡大にあたって、その点のお考え方ももう一度ちょっと、待遇改善と設備や運営上の基準の充実について、最後、少し部長からお聞かせいただけたらなど、部長。

○水谷毅委員長 小林部長。

○小林次世代育成部長 今、議論の中でございました放課後児童健全育成事業につきましては、これまで摂津市において、全ての10小学校で直営で運営させていただいております。その中で、指導員につきましては、今回の資格要件にありますように、保育士であったり、教員免許を持っておられる方、また高卒以上、2年間の実務経験等があることによって、放課後児童支援員の資格を今後取りにいかれる方、取っておられる方がおられます。そして、今後もそういった質を担保するために、我々も研修を受けていただくといった体制を整備しておるところでございます。

保育所の入所率というのが、やはり摂津市は北摂他市に比べ高い状況でございます。それに伴いまして、小学校にあがられた保護者の方の学童保育の利用ニーズというのは今後ますます増えていくものであると思っております。私どもも、現在、5時半までの開設というところで対応しております。先ほどもありました、今後は1クラス40人という目途の中で、クラスを、質、量とも確保していかなければならない。こういった中で、どのような形で保育ニーズに対してサービスがきっちり提供できるのかといったところを、市としても判断しながら、学童保育の事業をこれからもきっちり進めてい

きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○水谷毅委員長 安藤委員の質問が終わりました。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第46号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第41号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 議案第41号の部分についてですが、わからないところ等もあるので、教えてほしいのでお願いします。

まず、第1条の部分について、泉南市から岬町まで加えるという話であるんですけども、今まで四條畷市があったということで、今回加えるということで、加えられた市町については何番目になったというか、今までの市から、次、この加えられたことによって四條畷市が1番目であれば、2、3、4、5、6という形になったのかどうかということについて、わかれば教えてほしいなと思います。

それと、あと第2条、豊能町の次に能勢町を加えるということで、能勢町の部分については、平成36年4月1日から施行するということになっているんですけども、その平成36年4月1日からというのは、能勢町が平成36年4月1日から加わるのかどうかということと、今、平成36年4月1日までまだ5年以上先で

あるのに、今、平成36年4月1日として載せるという何らかの理由があるのかについて教えてほしいと思いますので、よろしく願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

末永部参事。

○末永上下水道部参事 榎村委員からご質問のありました議案第41号内の規約(案)第1条でございますが、順番としまして、今、先行団体として、平成29年度の3事業体がございます。その中で順番というのは、そこで1、2、3という順番というのは特段決められておりません。ただ、この条項上書かせていただいている順位、入れかえがあるかと思うんですけども、その部分につきまして、市というか、事業体の建制順の順番に入れかえをさせていただいているというところでございます。

それと、同(案)第2条の分でございます。能勢町は平成36年度というところでございますが、本来であれば、平成31年4月統合を目指して進めてまいったところでございますけれども、その間、いろいろ吟味というか、協議は進めている中で、能勢町につきまして、能勢という地域性等々ございまして、高料金対策という地方交付税措置がとられている事業体でございます。その中で、その費用が、高料金対策が国からおりにている状態の中で統合となれば、企業団に入ることによって、高料金対策の交付金が出ないというふうなこと。これも企業団と能勢町で、総務省と、何回かお話しさせていただいている中では、妥協点が見つけれなかったというところでございまして、この平成31年度統合には難しい。その5年間の地方交付税の期限がございましてけれども、そこを最大限利用した後に、企業団と統合するというふうな状況でございます。

ただ、この平成31年度の統合では、7団体というながらも6団体というふうな統合でござ

いますけれども、なぜ能勢町を第2条に持ってきてあるかという内容でございますが、その部分につきましては、平成36年度の統合のときに、もし能勢町だけでしたら、統合交付金というものの支給が難しいと。その中でいいますと、府補助金としましては、3団体以上の統合がなければ府補助金がでないというところの中で、今回、平成31年度統合の7団体という統合をさせていただいて、後に、その中で、7団体の中で暫定的にというか、5年後の能勢町の統合を記載させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

先ほど、順番と言ったんですけど、順番は特になかったんで、だから、今まで四條畷市だったところに今回6団体ということによろしいんですかね。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 榎村委員のご質問で、今までどちらかといえば、奈良方面の団体、四條畷市なり、千早赤阪村、太子町で、今度はどちらかといえば大阪湾側の団体という中では、一つ一つが吸収されるとか、そういう状況ではなくて、順番というか、個々に一つ一つが統合していくという理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 ありがとうございます。

一応、能勢町の分については、平成36年度のときに能勢町、ほか二つ以上あればできるでしょうけれど、そのときわからないから、今回入れるという内容かなと思っているんですけども。それで、一応そういうところから、平成31年度、平成36年度の分で、今、能勢町を含めてということなんですけれども、まだこ

れ、平成32年度、平成33年度、平成34年度、平成35年度というところで、そのときにまた3団体以上であれば、増えてくる可能性があるということでもよろしいのか、ちょっと教えてほしいのと、やはり、本市の今後について、今、共同処理という形になっているところに、今の本市としてどういう形で乗っていく方向なのかどうかということも含めて、少しお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅委員長 末永部参事。

○末永上下水道部参事 檜村委員のご質問でございますが、平成29年度より3団体、平成31年度より7団体、合計10団体でございます。大阪市を除きまして、大阪府下42団体の中でどういうふうな動向か、でございますけれども、現在、この団体、とりあえず平成31年度7団体というのは、今回の議会で承認いただきましたら進めていくと。その間、現在においての次の団体のこともやっぱり協議は進めているところでございますが、大阪広域水道企業団におきまして、次の統合の団体に対して、勉強会、さらには研究会というところでやっている中では、次の団体の準備というか、その辺も進められておるところでございます。

それと、本市の動向でございますが、本市におきましては、現在、平成29年度の3団体から進められておられる中で、メリット、デメリットというようところがございます。ただ、今の北大阪の部分でいいますと、どちらかといえば、この広域化についてまだ進んでいない状態の中で、どう考えていくか。この3団体、さらには7団体の状況を見ながら、今後の動向を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 本市の状況についてなんですけれども、この近隣各市の動向も含めて、ち

よっと中身についてはわからないところも多いので、今後、何かそういう動きがあるときには、あらゆる場で、その状況については報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○水谷毅委員長 檜村委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第37号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第41号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第45号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第46号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時43分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 嶋野 浩一郎